

平成 25 年 2 月 15 日

I. 主たる検討項目

1. 対象とする投資信託の範囲

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第 2 回ワーキング資料における記載】 ・日々決算型の投信（MRF や MMF（外貨建てを含む。））は対象外とする。 ・住宅財形・年金財形（非課税商品）、一般財形・ミリオン（課税商品）又は DC 専用の投資信託は対象外とする。 ・私募投信は対象外とする。 ・REIT、ETF は対象外とする。 （注）制度実施の当初は、毎月分配型投信信託、隔月分配型投資信託のみを対象とし、順次、対象を拡大することも考えられる。 【第 2 回ワーキング後のメンバーからの御意見】 ・SMA やファンドラップなどの投資顧問契約により購入した投信も対象外とすべき。（WG メンバー） 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 ・全ての公募投資信託（公募外国投資信託も含む）を対象としつつ、一定の商品（MR F などの日々決算型の投資信託、E T F）については例外も認め得る。	①左記に掲げる投資信託以外に、トータルリターンの計算、通知の対象外とすべき投資信託はありますか。 ②制度実施の当初から、毎月分配型投信信託、隔月分配型投資信託だけでなく、全ての公募投信（左記で対象外としている投信を除く）についてトータルリターンの通知・計算の対象とすることが考えられます。 この点について、一定の商品に限定すべき（又は一定の商品に限定しないと対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。	①について ・特段の意見なし（問題なし）。(9 社) ・公社債投信（1 月号～12 月号）は、対象外とすべき。(1 社) ・積立投信は、対象外とすべき。(1 社) ②について ・特段の意見なし（問題なし）。(11 社) ・ある一定期間の猶予期間を設け、その期間内で対象の投資信託を順次増やし、運用に不具合がないかどうかの検証を行った上で、全ての投資信託を取り扱う方が良い（1 社）。	①について ・照会事項の投信に加え、公社債投信（1 月号～12 月号）も対象外してはどうか。 ②について ・対応不可能という会社はないので、すべての公募投信（対象外とする投信を除く）を対象としてはどうか。

2. 外国投信について

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第 2 回ワーキング資料における記載】 ・外貨、円貨のどちらでトータルリターンを計算するか。 ・外国投資信託については、国内投資信託に遅れて実施することも考えられる。	①外貨建投信については、外貨ベースでトータルリターンを計算せざるを得ないと考えられますが（*）、円貨ベースで計算すべきとの意見がありましたら教えてください。また、その場合には、円換算の基準日等についてどのようなルールとすべきかあわせて教えてください。 *例えば、顧客が外貨決済により投資信託を買付けたケースでは、円貨ベースでトータルリターンを計算することは適切でないと考えます。 ②外国投信については、上記①のとおり外貨ベースで計算する前提で、国内投信と同時にトータルリ	①について ・特段の意見なし（外貨ベースで問題なし）。(7 社) ・外貨ベースに加え、外貨決済が絡むケースでは正確ではないことを明確に注記した上で、円換算で計算した損益を表示することが適切ではないか。(1 社) ・外貨建投信であっても多くの顧客は円貨ベースで損益を必要としているのではないと思われる（ニーズは決済）。円換算の基準レートは外貨決済であっても税計算のための適用為替レートを保持していると思われるため、そのレートを使用する	①について ・ルールとしては、外貨ベースでのトータルリターンを計算、通知することとしてはどうか。ただし、分配金や償還金の計算基準については国内投信を含め議論が必要。 ②について ・現時点では、同時にスタートすることし、今後の状況により、必要に応じ再度検討することで

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
	ターンの計算、通知を開始することが考えられます。 この点について、同時に開始すべきではない（又は同時に開始することは対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。	などの方法が考えられる。(1社) ・円貨ベースについては一体課税の実施など環境が整った時点で再度検討してはどうか。(1社) ・外貨ベースでよいが、分配金は円貨受取を指定していると、税引後の円価額しかデータを保有していない可能性があり、外貨手取額が計算できないおそれがある。(1社) ②について ・特段の意見なし（同時の開始で問題なし）。(10社) ・システム開発の関係で実施時期がある一定期間に限り後ろ倒しすることを許容してほしい。(2社) ・国内投信と同時に開始するのは困難。(1社)	どうか。

3. 遡及適用について

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第2回ワーキング資料における記載】 ・本制度の施行後に、顧客が取得した投資信託又は設定された投資信託を対象とする。また、トータルリターンは取得した時点以降を計算期間とする。 (注) なお、本制度の施行前に顧客が取得した投資信託について過去遡及の可否、可能な場合その期間、簡便な代替方法の適否等について検討する。 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 ・金融庁最終報告書では、「過去のどの時点まで遡ってトータルリターンを計算するかについて、実行可能性を検証する」、「制度の実施後に販売された投資信託を対象としつつ、実施時点で既に販売済みの投資信託についても可能な範囲で対象とすることが考えられる」と記載されている。	・計算の対象は制度施行日以降に買い付けた投資信託とするとしていますが、遡及適用を求められた場合、遡及可能な最大限の範囲として、例えば制度の決議・通知日以降に顧客が取得した投資信託までは遡って対象とすることも考えられます。 この点について、遡及適用の対応可能性（遡及適用は一切対応不可能又は遡及可能な期間）について、その理由とあわせて教えてください。	・特段の意見なし。(2社) ・遡及不可能（遡及すべきはない）。(5社) ・一定程度の遡及は可能。(5社) ・外国投信については遡及が困難。(1社)	・例えば、ルール上の義務としては制度施行日以降のもののみを対象とし（遡及はしない）、努力規定として規則公表日以降のものを対象とし、それ以前は各社対応としてはどうか。

4. 通知の手段

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第2回ワーキング資料における記載】 ・以下のいずれかの方法により、顧客に通知する。 ①書面の交付（送付） ②Eメールによる送信	①金融庁から、「顧客からの照会に対する回答」は、あくまでも例外的な方法であるとの見解が示されていますが、恒常的又は社内管理体制整備までの間は「顧客からの照会に対する	①について ・特段の意見なし。(5社) ・顧客からの照会に対する対応を（一定期間は）認めてほしい。(3社)	①について ・少なくとも、当面の間は、照会に対する回答の方法を認めることでどうか。

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
③ホームページの顧客専用(ログイン)画面上での表示 ④顧客からの照会に対する回答 (注) ③又は④の方法の場合には、③又は④の方法でトータルリターンを知ることができる旨を顧客に対し事前に周知する。 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 ・金融庁最終報告書では、「④顧客からの照会に対する回答」について、販売量が少なく、システムの整備等が困難な販売会社の場合においても、トータルリターン通知の取組を迅速に開始可能とする観点から、事前に顧客に対して確実に周知することを条件にした上で、顧客からの個別照会に対する回答による対応を容認することも例外的にあり得る。」と記載されている。	回答」が認められないと対応不可能といったご意見がありましたら教えてください。 また、その場合において、対象の投信を限定するなど、一定の条件のもとであれば、「顧客からの照会に対する回答」の方法は用いないで、①～③の方法で対応可能ということであれば、その「一定の条件」をあわせて教えてください。」 ②通知の手段について、具体的なイメージがありましたら教えて下さい。	・顧客からの照会に対する対応としては、書面による回答を想定している。(1社) ②について ・特段の意見なし。(3社) ・取引残高報告書に記載する。(4社) ・運用報告書に同封する。(1社) ・取引残高報告書への記載や同封、又は年間取引報告書に同封した場合は、その書面の記載数値の不整合(年間損益額や計算基準)が生じ、顧客を惑わすことにならないか。(1社)	②について ・通知の具体的な方法(特定の書類に記載や同封すること)については、ルールとしては定めないことかどうか。

5. 通知の頻度

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第2回ワーキング資料における記載】 ①書面(Eメール)による通知の場合の通知の頻度 ②顧客からの照会に対する回答の場合はその都度の計算で良いか。	・「書面の交付(送付)」及び「Eメールによる送信」による通知の場合の通知頻度としては、1年毎、半年毎などが考えられますが、どの程度の通知頻度が適切と考えるか(又は対応可能か)教えてください。	・特段の意見なし。(1社) ・1年毎(7社) ・半年毎(1社) ・ファンドの決算期(運用報告書作成期)毎(1社) ・取引残高報告書と同じ頻度(3社)	・ルールとしては、1年毎とし、それ以上は任意としてはどうか。

6. 計算方法

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第2回ワーキング資料における記載】 ・計算方法は、以下のとおりとする。(ワーキングで概ね了承) (「計算時点の評価金額」+「累計受取分配金額」+「累計売付金額」)－「累計買付金額」 (注) 計算要素の算出方法、算出基準について統一する必要があるか(例:「計算時点の評価金額」を「基準価額」とするか「解約価額」とするか。再投資分を計算に含めるか否か。) ・投資信託協会の「投信総合検索ライブラリ」を活用することも考えられる。 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】	①計算方法及び計算要素の細部にわたり統一する必要があるか否かについてのお考えを教えてください。 ②統一すると仮定した場合、「計算時点の評価金額」について、「基準価額」又は「解約価額」のどちらを用いるべきと考えますか。また、再投資分を計算に含めるか否かについてどのように考えますか。	①について ・特段の意見なし。(1社) ・細部までわたる統一は不要。(4社) ・統一すべき。(6社) ・税引前計算とするか、税引後とするか議論が必要。税引後は特定口座の場合は正確に計算できないおそれがある。(1社) ②について ○計算時点の評価金額 ・特段の意見なし。(3社) ・基準価額とすべき。(6社)	①について ・まずは統一基準の採用が可能か各社で検討いただき、細部にわたるまでの統一が不可能な場合、計算基準の明確化を条件として、各社の任意としてよい計算要素等を定めてはどうか。 ②について ・①の結論が統一不要となった場合には、各社対応としてはどうか。 ・①の結論が統一すべきになった場

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
・ 計算方法は、「(計算時点の評価金額＋累計受取分配金額＋累計換金金額)－累計買付金額」を基本とする。		・ 解約価額とすべき。(4 社) ○再投資分 ・ 特段の意見なし (5 社) ・ 含めるべき。(2 社) ・ 含めるべきでない。(4 社)	合には、②の 2 点についても WG でご議論頂きたい。

7. 計算期間

これまでの議論	照会事項	回答の概要	対応案
【第 2 回ワーキング資料における記載】 ・ 例えば、顧客が同一の投資信託を 10 年以上保有している場合、顧客の当初取得時からトータルリターンを計算、通知するか。	・ 顧客が投資信託を保有する限り、保有年数を問わずトータルリターンを計算、通知するという考え方があります。 この点について、一定の期間に限定すべき（又は一定の期間に限定しないと対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。	・ 特段の意見なし。(2 社) ・ 期間を限定すべき。(5 社) ・ 期間は 10 年とすべき。(うち 3 社) ・ 限定する必要はない。(3 社) ・ 各社毎の対応とすべき。(1 社)	・ ルールとしては、○年とし、それ以上は任意としてはどうか。

Ⅱ．その他の検討項目

○照会事項

- ・下記の項目のうち「Ⅰ．主たる検討項目」として優先して検討すべきと考える項目がありましたら、その理由とあわせて教えてください。
また、下記の項目以外で、「Ⅰ．主たる検討項目」又は「Ⅱ．その他の検討項目」として検討すべきと考える項目がありましたら教えてください。

【回答の概要】

- ・優先して検討すべきと考える項目：項番3 ③、④、⑥、項番5．①。（1社）
- ・項番2及び3は決められた結果によっては、システム対応の負荷が大きくなることが予想されるため、優先して検討することが必要。（1社）
- ・評価益のあるファンドを売却し、評価損のあるファンドは保有する傾向が多いと考える。つまり実現損益は換金で決済されて消え、常に評価損ばかりが見える通知になる危惧がありかえってお客様の投資判断に影響を与え営業上の大きなハードルになると思う。反対に、計算基準日直前に評価損が出ているファンドの売却を勧誘する行為を誘発するおそれもある。トータルリターンの基本的な概念として原則1年での期間情報（売却済み投信のデータを含む）に限定するのが良いと思う。（1社）

項 目	これまでの議論
1．対象顧客の範囲	【第2回ワーキング資料における記載】 ・個人顧客（特定投資家を除く）を対象とする。 【金融庁投信WG最終報告書での記載】 ・個人投資家を対象とする。
2．対象とする投資信託の範囲 (2)	【第2回ワーキング資料における記載】 ・本制度の施行後に、顧客が取得した投資信託又は設定された投資信託を対象とする。 [事務局注] 時点の基準として、顧客が基準日以降に新たに買い付けた投資信託を対象とするか、基準日以降に新規に設定された投資信託のみを対象とするか検討を要すると考えられる。
3．検討を要する投資信託等	【第2回ワーキング資料における記載】 ①アンブレラ型ファンド ・サブファンド毎にトータルリターンを計算するか。 ②ブルベア型ファンド ・ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算するか。 ③一般口と累投口 ・一般口と累投口の別にトータルリターンを計算するか。 ④同一ファンド ・一旦全部売却した後に同じファンドを買い付けた場合に通算するか。 ⑤障害者マル優適格公社債投資信託 ⑥同一投信で取引部店やチャンネルが異なる場合の名寄せ
4．相続の場合の取扱い等	【第2回ワーキング資料における記載】 ①相続により取得した投資信託の取扱い ②他社から移管された投資信託の取扱い ③会社の合併等により引き継いだ顧客の保有する投資信託の取扱い ④受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合の取扱い

項 目	これまでの議論
5. 顧客への 通知内容	【第2回ワーキング資料における記載】 ①顧客に通知する項目（内容） ②ディスクレマーの記載内容
6. 任意の通 知への対応	【第2回ワーキング資料における記載】 ・制度のレベルを超えて任意の通知をする場合の指針、留意事項
7. 制度の根 拠条文	【第2回ワーキング資料における記載】 ・内閣府令、監督指針、協会規則のいずれかが考えられる。 【第3回ワーキングでのご発言】 ・トータルリターンについては、法令で規定することは予定しておらず、自主規制での対応を想定している。（金融庁） ・協会規則においては最小限の内容のみを規定し、詳細については協会ガイドラインで定めることとしてはどうか。（事務局）

以 上

「トータルリターンの計算、通知に係る御照会」に対するご回答

平成 25 年 2 月 15 日

I. 主たる検討項目

1. 対象とする投資信託の範囲

これまでの議論	照会事項
【第 2 回ワーキング資料における記載】 ・日々決算型の投信（MRF や MMF（外貨建てを含む。））は対象外とする。 ・住宅財形・年金財形（非課税商品）、一般財形・ミリオン（課税商品）又は DC 専用の投資信託は対象外とする。 ・私募投信は対象外とする。 ・REIT、ETF は対象外とする。 （注）制度実施の当初は、毎月分配型投信信託、隔月分配型投資信託のみを対象とし、順次、対象を拡大することも考えられる。 【第 2 回ワーキング後のメンバーからの御意見】 ・SMA やファンドラップなどの投資顧問契約により購入した投信も対象外とすべき。（WG メンバー） 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 ・全ての公募投資信託（公募外国投資信託も含む）を対象としつつ、一定の商品（MR F などの日々決算型の投資信託、E T F）については例外も認め得る。	①左記に掲げる投資信託以外に、トータルリターンの計算、通知の対象外とすべき投資信託はありますか。 ②制度実施の当初から、毎月分配型投信信託、隔月分配型投資信託だけでなく、全ての公募投信（左記で対象外としている投信を除く）についてトータルリターンの通知・計算の対象とすることが考えられます。 この点について、一定の商品に限定すべき（又は一定の商品に限定しないと対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。 （注）外国投信については、下記 2. で照会しておりますので、①、②ともに外国投信についてのご回答は不要です。

【ご回答】

A 社	特に無し
B 社	①特に意見はございません。 SMA やラップ、財形など別途トータルリターンを通知する仕組みのある場合は除外すべきだと思います。 ②特に意見はございません。
C 社	①特にありません。（なお、“REIT”は、上場不動産投信であることを注記したほうがよろしいのではないのでしょうか。） ②特に意見はありません。
D 社	①特段意見はございません。 ②特段意見はございません。
E 社	①現時点では特に意見なし（照会表に記載されている内容で問題なし） ②現時点では特に意見なし（全ての公募投信が対象となることで特段問題ないと思われる） （その他確認事項） ・現状、MMF（対象外ファンド）まで含めて計算・通知しているが、問題ないという理解でよいか。 ・対象外となる投資信託は『DC 専用』という記載だが、これは『DC として購入するものは対象外』という意味であることを確認したい。（一般投信を DC に組み込むことがあるため。なお、DC において売買注文は RK がとりまとめて行うため、販売会社として購入者を特定することができない。）
F 社	特にありません。

G 社	①投信積立も対象外とすべき。 ②投資顧問契約は、通常その運用結果に基づく手数料体系になっている。損益は以前から独自の方法で通知済みのはずで、対象外とすべき。
H 社	①これまでの WG で出された投資信託を対象外とすることでよい。 ②特段の意見はない。
I 社	①特にございません。 ②決算回数にかかわらず通知制度の対象とするという内容で異論ございません。
J 社	①、②共に特にありません。
K 社	①について、公社債投信（1 月号～12 月号）については対象外とすべきと考えております。公社債投信は、積立投資契約に基づき、長期間に渡って、買付・再投資が継続しており、証券会社においても、正確な投資金額・分配金累積額等の把握が難しく、また、トータルリターン通知制度開始日以降の投資のみ対象としたとしても、積立投資残高においてトータルリターン計算対象／対象外の色分けを行なうことは困難と考えています。 ②については、特にありません。 なお、SMA やファンドラップなどの投資一任契約により購入した投信については、運用状況等をお知らせする専用の運用報告書を送付しており、あわせてトータルリターンの通知を行なった場合、顧客が投資一任勘定における運用状況について誤解をする恐れがあり、適切では無いと考えます。
L 社	大手の証券・銀行だけでなく、中小証券から信金や地方金融機関等、投信を販売している金融機関が一斉に対応することを念頭において、制度開始を行うとするならば、全ての公募投信を制度開始日に一斉に行うのではなく、ある一定期間の猶予期間を設け、その期間内で対象の投資信託を順次増やし、運用に不具合がないかどうかの検証を行った上で、全ての投資信託を取り扱う方が良いと考える。
M 社	①財形給付金ファンドについても対象外で良いかと思われます。 ②当初から毎月・隔月分配型投資信託に限らず、全ての公募投信（対象外として挙がっているものを除く）を対象として問題ございません。

2. 外国投信について

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 ・外貨、円貨のどちらでトータルリターンを計算するか。 ・外国投資信託については、国内投資信託に遅れて実施することもある。	①外貨建投信については、外貨ベースでトータルリターンを計算せざるを得ないと考えられますが（＊）、円貨ベースで計算すべきとの意見がありましたら教えてください。また、その場合には、円換算の基準日等についてどのようなルールとすべきかあわせて教えてください。 ＊例えば、顧客が外貨決済により投資信託を買付けたケースでは、円貨ベースでトータルリターンを計算することは適切でないと考えます。 ②外国投信については、上記①のとおり外貨ベースで計算する前提で、国内投信と同時にトータルリターンの計算、通知を開始することが考えられます。 この点について、同時に開始すべきではない（又は同時に開始することは対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。

【ご回答】	
A社	特に無し
B社	①外貨ベースでの計算がより正確で間違いのない方法かと考えられるが、投資家の視点では円ベースでの損益が知りたいと思われる。 そこで、外国投信については、外貨ベースの損益の通知に加え、外貨決済が絡むケースでは正確ではないことを明確に注記した上で、円換算で計算した損益を表示することが適切ではないか。 円換算の方法については、買付時や分配時はT T S、評価時点はT T Mで計算するルールが考えられる。 ②損益の計算方法により準備期間も異なると思われるので開始時期については判断できない。システム対応の状況によっては、開始時期を遅らせることも可能として検討すべきではないか。
C社	①外貨建投信については、外貨ベースでトータル・リターンを計算するべきと考えます。 (以下は、明確化のための細かい議論ですが) 1) 取引報告書の受渡代金の記載ベースで計算するなら、そのように表現すべき。例えば、外貨建て投信の取引で、取引報告書に円貨ベースの代金の表示がある場合は(証券為替を起こした場合)、円貨で計算する。 2) あるいは、円貨で購入しても外貨ベースで計算するのであれば、そのようにルールに表現すべき。 3) あるいは、その点は各社にまかせるのであれば、そのようルールに表現すべき。 ここで、1) の場合は、(極端な例ですが) 買付け時に円貨で買い(証券為替・取引報告書において円表示)、分配金をドルで受けとり、現時点の評価を外貨建てで行う場合は、「計算不能」と表示するか、あるいは、現時点の評価 (USD) + 分配金 (USD) - 買付け代金 (円) という式そのものを表示するか。 ②同時に開始することで問題ありません。
D社	①特段意見はございません。 ②当面、外貨建投信の取扱いは予定しておりませんので、特段意見はございません。
E社	①外貨建投信については、外貨ベースでの計算が適切。 ②主な意見は下記のとおり ・外国投信についても、国内投信と同時にトータルリターンの計算、通知を開始することで異論はない。 ・原則、同時開始が適当と考えるが、システム開発の関係で実施時期がある一定期間に限り後ろ倒しとすることを許容して欲しい。 ・国内投信と同時に開始するのは困難。 (その他確認事項)

	・手数料後取型投資についての計算方法も確定させる必要があると考える。
F 社	①外貨ベースで計算すべきであると考えます。 ②特にありません。
G 社	①外貨建投信に関し、手持ちの円で購入した顧客は円ベースのトータルリターンを希望する可能性はあるが、現実的な対応としては外貨ベースで計算せざるを得ない。 ②同時に開始しない特段の理由はない。
H 社	①特段の意見はない。 ②特段の意見はない。
I 社	①外貨ベースでの計算で問題ないと考えます。 ②特に意見ございません。
J 社	外貨ベースでよいが、分配金は円貨受取を指定していると、税引後の円価額しかデータを保有していない可能性があり、外貨手取額が計算できないおそれがある。
K 社	円貨ベースについては一体課税の実施など環境が整った時点で再度検討してはどうか。ただし、各社において円貨ベースでトータルリターンを計算・開示することを妨げるものではありません。
L 社	回答無し
M 社	①外貨建投信であっても多くのお客様は円貨ベースで損益を必要としているのではないかと思います（ニーズは決済）。円換算の基準レートは外貨決済であっても税計算のための適用為替レートを保持していると思われるため、そのレートを使用するなどの方法が考えられます。 ②同時開始について問題ございません。

3. 遡及適用について

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 - 本制度の施行後に、顧客が取得した投資信託又は設定された投資信託を対象とする。また、トータルリターンは取得した時点以降を計算期間とする。 (注) なお、本制度の施行前に顧客が取得した投資信託について過去遡及の可否、可能な場合その期間、簡便な代替方法の適否等について検討する。 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 - 金融庁最終報告書では、「過去のどの時点まで遡ってトータルリターンを計算するかについて、実行可能性を検証する」、「制度の実施後に販売された投資信託を対象としつつ、実施時点で既に販売済みの投資信託についても可能な範囲で対象とすることが考えられる」と記載されている。	計算の対象は制度施行日以降に買い付けた投資信託とするとしていますが、遡及適用を求められた場合、遡及可能な最大限の範囲として、例えば制度の決議・通知日以降に顧客が取得した投資信託までは遡って対象とすることも考えられます。 この点について、遡及適用の対応可能性（遡及適用は一切対応不可能又は遡及可能な期間）について、その理由とあわせて教えてください。

【ご回答】	
A社	特に無し
B社	制度施行日以降の買付分より対応とし、原則として遡及は行わないとすべきと考えます。 ただし、既に通知を行っている販売会社もあるようなので、各販売会社が現行で対応している通知については、今回の制度の計算方法との差異が小さい場合には、そのまま認めるとの対応でいいのではないかと。 1年程度の遡及であれば可能かと思われませんが、多大なコストを掛け1年遡及したところで大半の預かりには対応ができない状況に変わり無く、かえって説明が難しくなるのではないかと考えられます。また、遡及期間が長いほどデータの取得に長い時間と多額のコストが想定され、その結果についても不完全なものであるならば、遡及は行わないとする方が明確で解かり易いのではないかと思います。 制度の通知日以降のデータ蓄積については、制度に合わせた蓄積を行うためのシステム開発も必要であり難しいと思われれます。結局は遡及の処理を行う必要がでてきます。
C社	当社では顧客が投資信託を取得した時点からのデータを保有しているため、遡及期間に制限はありません。 過去データの遡及に制限が生じる可能性ですが、例えば、投信の取引・残高を管理するシステムを変更し、他のシステムにデータ移行を行った場合が考えられます。一般的に、データ移行の際は過去の全取引記録を新システムに移行することはせず、移行時点の残高のみを移行して過去の取引記録の検索は別の手段を利用する方法が多いためと思われます。（合併の際のシステム統合でも、統合以前の取引記録は被統合システムから統合システムにすべての取引記録が移行するものではないと思われます。）当社では当面そのようなシステムの移行・統合は考えていませんが、そのような移行・統合を行う場合には、従来と異なる対応が必要となる可能性があると思われれます。
D社	当社は、2003年6月以降のトータルリターンを通知しています。
E社	- 取得日まで遡及可能 - 遡及可能な期間は、顧客の明細等データをどの程度システムの的に保存されているかによって異なると思われる。 - システム対応が困難なため、適用は施行後として欲しい。 - 本件の趣旨から考えると、期間については、購入当初から遡って表示（通知）することが適当かと考えます。 ただ、システムの関係上、当初からの遡及が不可能な場合を考慮して最低限の遡及ラインを提示して欲しい。 - 他社からの移管分、相続引継分等一部の取得分については、購入当初からの遡及対応が出来ない。また社内システムの統合を行っているため、システム統合日以前の遡及対応は不可能。
F社	運用会社がもっているNAVのデータを販売会社のシステムで取り込むことで可能と思われます。 販売会社としてはシステム開発に要する時間と費用が問題となります。
G社	対応不可能。ペーパー上でのみ残っている過去の記録をシステムに入力する必要があるため、膨大な時間を要する見込みであることから、1年程度の準備期間でシステム対応す

	ることは不可能。
H社	特段の意見はない。既に計算・通知とも実施しているため、特段の問題はない。
I 社	基準日以前より同一の投資信託を保有している顧客の買い増し分を対象外とすること等が前提となりますが、制度の決議・通知日以降に顧客が新規に取得した分であれば、遡及対応は可能と考えております。（但し、外国投信については基幹システムが国内投信と異なり、システム開発の対応範囲によっては遡及が難しい可能性がございます）
J 社	当社は個社事情として本年 1 月に基幹システムを全面刷新したため過去履歴についての遡及が困難です。昨年まで使用していたシステムでは、投資信託の権利処理について法定書面は電磁的ファイル（非可溶）にて保存しており、社内情報等は電子情報で保有しているものの、社内情報のため変更・修正について全てカバーしているとは言い切れず、顧客に提供する情報としての信憑性の確保が極めて困難な状況です。 よって原則として制度施行日以降に買い付けたものを対象、かつ既保有については制度施行日の一定評価（取得コスト、個別元本等）を基にすることを提案します。
K社	物理的には、法定帳簿（有価証券明細簿、顧客勘定元帳）に記載のある売買、分配金支払等について、過去 10 年間の遡及は可能と考えられますが、法定帳簿保存方法など各社において差があることから、一律で過去遡及を義務化することは適切と考えていません。 ただし、過去遡及可能な会社については、各社の任意の判断で、遡及することについては可能とすべきと考えています。
L 社	回答無し
M社	過去数年は遡及可能ですが、前項において外貨建投信を全て円貨ベースで計算する必要がでてきた場合は、遡及可能な期間が限定されることが想定されます。

4. 通知の手段

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 - 以下のいずれかの方法により、顧客に通知する。 ①書面の交付（送付） ②Eメールによる送信 ③ホームページの顧客専用（ログイン）画面上での表示 ④顧客からの照会に対する回答 （注）③又は④の方法の場合には、③又は④の方法でトータルリターンを知ることができる旨を顧客に対し事前に周知する。 【金融庁投信WG最終報告書での記載】 - 金融庁最終報告書では、「④顧客からの照会に対する回答」について、販売量が少なく、システムの整備等が困難な販売会社の場合においても、トータルリターン通知の取組を迅速に開始可能とする観点から、事前に顧客に対して確実に周知することを条件にした上で、顧客からの個別照会に対する回答による対応を容認することも例外的にあり得る。」と記載されている。	①金融庁から、「顧客からの照会に対する回答」は、あくまでも例外的な方法であるとの見解が示されていますが、恒常的又は社内管理体制整備までの間は「顧客からの照会に対する回答」が認められないと対応不可能といったご意見がありましたら教えてください。 また、その場合において、対象の投信を限定するなど、一定の条件のもとであれば、「顧客からの照会に対する回答」の方法は用いないで、①～③の方法で対応可能ということであれば、その「一定の条件」をあわせて教えてください。」 ②通知の手段について、具体的なイメージがありましたら教えて下さい。

【ご回答】	
A社	特に無し
B社	①②基本的に①～③までの重複した対応に、随時照会に応じる④を組み合わせた対応となると想定しています。
C社	当社は、書面の交付（送付）を前提として検討しますが、具体的には「取引残高報告書」に記載する、という方法を考えています。
D社	①当社は、書面の送付をもってトータルリターンの通知を行っており、対応済みであることから、特段意見はございません。 ②現在、取引残高報告書の末尾に「参考」としてトータルリターンを表示しており、今後も同様の方法で通知していきたいと考えています。
E社	① ・システム開発・社内管理体制整備の関係から、一定期間は「顧客からの照会に対する回答」について認めていただく必要がある ・取引店変更を複数回実施しているケースや相続等で引き継いだケースでは、十分なデータの引継ぎができず、郵送等により通知する方法では、誤認を与えることも想定されるため「顧客からの照会に対する回答」も認められるべきと考える。また、お客さまの中には少額残高保有で実態的には不稼動に近い口座も存在し、そのような先にも送付が必要となると金融機関における郵送費等ランニングコストが極めて多大となるおそれがあるため、弾力的な運用も認められるべきと考える。 ② ・原則は郵送やeメール等で通知するが、一定基準（金額や取引状況等）に該当する顧客は「顧客からの照会に対する回答」とするといったことが考えられる。 ・顧客宛送付物（電子交付含む）である「投資信託取引残高報告書」に同情報を記載するのが適当。 ・原則として書面の郵送とし、希望する顧客に対してはEメールにより送信する。
F社	①特にありません ②取引残高報告書に記載または別紙で同封 電子交付の場合はログイン画面上に表示
G社	①②特段の意見はない。但し、Eメールによる送信は、誤送信や送信不可だった場合などの対応を検討する必要あり。
H社	特段の意見はない。既に計算・通知とも実施しているため、特段の問題はない。

I 社	①制度適用までに十分なシステム開発期間がとれることを前提に、対応可能と考えております。 ②「③ホームページの顧客専用(ログイン)画面上での表示」の対応をイメージしておりますが、通知方法については検討中です。
J 社	①対面営業する当社として「顧客からの照会に対する回答」ができないのは営業上かなり難しいと思料します。またシステム構築の進捗度合いにより、施行日に間に合わない場合も想定されるので、猶予としても「顧客からの照会に対する回答」は必要と思料します。 ②取引残高報告書への記載や同封、又は年間取引報告書に同封した場合は、その書面の記載数値の不整合（年間損益額や計算基準）が生じ、顧客を惑わすことにならないか。
K 社	現状、「取引残高報告書」「特定口座 年間取引報告書」により、残高、実現損益については、法令に基づく書面通知（含む電子交付）を行なっております。 これに加え、トータルリターンを記載した書面を一方的に書面送付することになりますと、顧客側に税計算とは異なる誤った損益認識を与え、結果的に顧客による確定申告時に不都合を生ずる恐れがあるため、トータルリターンの書面通知（一斉通知）については、十分な顧客説明が必要となります。 一方、オンライントレードにおいては、各社比較的自由な方法で、投信に限らずあらゆる商品について、主に評価損益について表示するサービスを戦略的に行っていること、顧客側もオンライントレード上の表示内容について、そのまま確定申告に使用できないことを十分理解していることから、“顧客サービス”の観点からは、オンライントレードによる通知がなじみやすいと考えます。 従って、当社としては、①～③に加え、④´として、「顧客からの照会に対し、書面を交付する方法」を追加いただき、③を基調としつつも、オンライントレード閲覧環境にない顧客については、④´による対応を行なうことを認めていただきたいと考えております。
L 社	回答無し
M 社	①一定のシステム対応期間は必要ですが、①～③の対応は可能かと思われます。「一定の条件」については現時点では特定出来ておりません。 ②規定した基準日現在の保有投資信託について、ファンド毎に、後記「6. 計算方法」の項目それぞれの金額及び計算結果を表示して通知する。

5. 通知の頻度

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 ①書面（Eメール）による通知の場合の通知の頻度 ②顧客からの照会に対する回答の場合はその都度の計算で良いか。	・「書面の交付（送付）」及び「Eメールによる送信」による通知の場合の通知頻度としては、1年毎、半年毎などが考えられますが、どの程度の通知頻度が適切と考えるか（又は対応可能か）教えてください。

【ご回答】

A社	1年もしくは半年ごとくらいが適当と考える
B社	書面およびEメールによる通知は、原則年1回以上との取り決めにできないか。 ホームページの顧客専用画面での確認や照会に対する回答も併せて行う場合には、多頻度の書面による通知の必要性は低いのではないかと考える。その場合には、最低年1回の書面通知で問題ないと思われる。
C社	取引残高報告書への記載を前提に考えていますので、取引残高報告書の送付の頻度は、（口座開設時に得た顧客の指示に基づき）、一ヶ月毎・三ヶ月毎、というふうにより異なりますので、毎月・半年などの固定した定期ではなく、取引残高報告書送付頻度と同じタイミングでの通知でも良い、ということにして頂きたいです。これも、今から全既存客にトータル・リターン通知の頻度を尋ねるのではなく、既に得ている取引残高報告書の送付頻度に関する顧客の指示に合わせることでよい、とするか、あるいは単に年に最低一回通知すること、としていただきたい。もし、毎月・半年などの固定期間での通知が必要な場合でもシステム対応は可能で、取引残高報告書以外の対策（新規の対顧客帳票の開発）を講じますが、既存機能の拡張のほうが開発コスト、運用コストともに抑えられます。
D社	取引残高報告書の作成タイミング（直前3か月間に取引があった先は3か月毎、ない先は1年に一度）での通知が適当と考えています。
E社	・年1回。それ以上の送付は、販売会社で判断することによりよいと考える。 ・取引残高報告書に損益の情報を記載する、あるいはそれにあわせて同封することによりよいと考える。（原則、3ヵ月に1度交付される。取引が無い場合でも残高有先は年に1回発行される為）
F社	現在においても顧客からの照会があった場合には回答を行っているため、照会を行わない顧客に対しどの程度の通知頻度が適切かを検討の前提とすべきであると考えます。 資産状況の把握という観点で取引残高報告書にならい、1年毎が適切であると考えます。
G社	①年1回 ②その都度の計算とするべき。過去の状態をシステムに蓄積するのは不可能。
H社	特段の意見はない。なお、現在は、少なくとも半年に一度通知を行っている。
I社	制度としては、最低限1年毎とし、それ以上の通知頻度については、各社のサービス範囲とするのが適当と考えます。
J社	お示しのものでは違和感はありません。
K社	現時点では、ホームページの顧客専用画面（弊社における「オンライントレード」）にて表示することを想定しているため、日次で更新し閲覧可能とする想定です。顧客からの個別照会時については、照会日時点でのトータルリターンを通知する想定をしています。
L社	年1回で良いと考える。
M社	・半年未満の頻度で通知を受けたいというお客様ニーズが多く存在するとは思えないため、1年毎ぐらいが適切と考えます。補完する対応として、お客様からの照会に対して回答できる環境があれば問題ないと思われます。 ・頻度が多くなった場合、販売会社からすると発送コストの問題があります。 ・通知が必要な情報量のボリュームにもよりますが、書面の送付の場合には郵送費用も相当程度販売会社の負担増加につながるため、運用報告書発送時に同封（電子交付客は添付）などのガイドラインを示し、ファンドの決算期（運用報告書作成期）に応じて通知頻度が定められるという方法もあると思われます。

6. 計算方法

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 ・計算方法は、以下のとおりとする。（ワーキングで概ね了承） （「計算時点の評価金額」＋「累計受取分配金額」＋「累計売付金額」）－「累計買付金額」 （注）計算要素の算出方法、算出基準について統一する必要があるか（例：「計算時点の評価金額」を「基準価額」とするか「解約価額」とするか。再投資分を計算に含めるか否か。）。 ・投資信託協会の「投信総合検索ライブラリ」を活用することも考えられる。 【金融庁投信WG最終報告書での記載】 ・計算方法は、「（計算時点の評価金額＋累計受取分配金額＋累計換金金額）－累計買付金額」を基本とする。	①計算方法及び計算要素の細部にわたり統一する必要があるか否かについてのお考えを教えてください。 ②統一すると仮定した場合、「計算時点の評価金額」について、「基準価額」又は「解約価額」のどちらを用いるべきと考えますか。 また、再投資分を計算に含めるか否かについてどのように考えますか。

【ご回答】	
A社	統一は必要ないが、ある程度の基準は欲しい。許される許容範囲等の明示。
B社	①計算方法については統一することが望ましいと思われませんが、既にシステム構築している販売会社については、計算方法に大きな差異がない場合には、制度とは異なる計算方法である旨の注記での対応を認めることでよいのではないか。 ②評価金額は、一般的に投資家が確認できる基準価額が適切だと思います。信託財産留保額は手数料ではないが、投資家にとっては手数料のイメージに近く、これを勘案するとすれば、解約手数料のあるファンドも評価金額から控除すべきではないか。 再投資については、累計受取分配金額や累計買付金額から除外して計算を行うべきだと考えます。
C社	○システム開発の負荷は、「基準価額」でも「解約価額」でも変わらないものと思われます。その他、特に意見はありません。 ○再投資分を計算に含めるか否かについては、再投資分は計算に含めるべきと考えます。
D社	①顧客保護の見地から、可能な限り計算方法および計算要素の細部まで統一した方がよいと考えます。 ②実際に顧客が受取る金額をベースにすることが妥当と考えており、解約価額を用いるべきと考えます。 また、同様の見地から受取分配金に再投資分は含めるべきではないと考えます。 なお、当社では、現在、評価金額の算出に解約価額を採用しており、また、受取分配金には再投資分を含めておりません。
E社	① ・計算方法及び計算要素の細部にわたり統一する必要はなく、基本的な構成のみ定めれば良い。 ・ひとつの目線として示せばよく、統一する必要はない。（すでにトータルリターンの通知を実施している金融機関が、統一された計算方法以外の計算方法を採用している場合、従来のお客様さまへの説明等の連続性が失われ混乱が生じる、システムを改修する必要があり無用のコストが発生する） ・基本的な計算方法や計算要素は統一したうえで、細部については各金融機関において計算方法や要素の根拠を記載して通知することで認める方向として欲しい。 ② ・計算時点の評価金額としては、「基準価額」で良い ・お客さまがトータルリターンを投資判断のひとつとする場合、基準日時点で解約した場合に受け取れる金額が判断基準になることから、顧客目線を踏まえ「解約価額」とすべき。 ・再投資分については、含めるのが適当という意見が太宗。但し含めるべきではないとの意見も一部あり。 ・再投資分を含める場合でも、「計算時点の評価金額」については含める、「累計受取分配金額」「累計買付金額」については含めないという取扱いが適切と考える。 （その他確認事項）

	・累計受取分配金と累計売付金額を合算して表示することは、上記の計算方法の範囲内の対応と考えてよいか。
F 社	①すでにトータルリターンの通知を行っている販売会社が問題になると思われます。当社はまだ一律通知を行っておりませんが、統一した方が投資家の混乱は避けられると考えます。 ②投資家が投資信託の評価額を調べる場合に、新聞、運用会社 HP、販売会社 HP 等を利用することが想定されますが、いずれも基準価額を表示しているため基準価額が適切であると考えます。再投資分は計算に含める必要はないと考えます。
G 社	①統一すべき。顧客の混乱を防ぐため。 ②評価金額であり、基準価額とするべき。
H 社	①計算方法及び計算要素の細部にわたる統一は不要と考える。 ②統一すると仮定した場合、「計算時点の評価金額」は「解約価額」を用いるべきと考える。 再投資分を計算に含めるか否かについては、両論あり得るものとする。
I 社	①複数販社で同一の商品を保有するケース、販社間で残高移管を行うケース等があることから、顧客の立場を考慮すると、統一されることが望ましいと考えます。 ②顧客の投資判断にあたっては、信託財産留保額を控除した解約価額での表示がより取引の参考となると考えられるため、解約価額での計算が望ましいと考えます。
J 社	①税引前計算とするか、税引後とするか議論が必要。税引後は特定口座の場合は正確に計算できないおそれがある。 ②特にありません。
K 社	細部の統一は不要と考えます。 買付金額に分配金再投資分を含める／含めない、評価金額に基準価格／解約価格を用いる、全部売却後の再買付について、前回投資分の計算金額を引き継ぐ／引き継がない、分配金支払コース／再投資コースの合算表示／別表示など、細部について詰める点は多々あると考えていますが、各社における現行システム上のデータ管理方法も大きく異なると予想されること、4.にも一部記載しましたが、現状でも各社各様の方法で、顧客の総合損益について戦略的なサービスとして情報を提供していることなどから、あえて統一ルールを設けた場合、証券会社側のコスト負担、顧客側の混乱なども予想され、また統一すること自体は必ずしも本制度導入の主旨に合致しないと考えます。ただし、各社の計算方法や使用する価格については顧客が確認できるようにすべきです。
L 社	①計算方法及び計算要素については、統一した方が良いと考える。同一ファンドを保有している顧客が、取得した販売会社によって、結果が違っていたなら、受益者に混乱が生じるのではないかとされる。 ②「基準価額」を使用することで良いと考える。評価金額は、ある時点での価額であり、実際に売却する際の価額とは違うため、あくまで評価であるという割り切りで良いのではないかと考える。
M 社	①販社間での預替は盛んに行われておりますので、お客様の混乱を避けるようにするため、移管前と後の計算方法が同じであるようある程度極力細部まで統一されているほうが望ましいと考えます。 公販ファンドを複数の販売会社で買いつける受益者の存在を想定することも理由の一つです。 また、評価金額に対する税相当額や売却手数料は含めないなど、ある程度ガイドラインで決められていた方が、販売会社としてはお客様へ説明しやすい。 ②より良いのは解約価額であると思われますが、一般的にお客様へ開示している評価額は、基準価額を用いて計算しているケースが多いと思われるため、基準価額の方が望ましいと考えます。 システム構築においても負荷が小さい。 トータルリターンを考える際、お客様は自身のお財布の出入りがどうなのかを知りたいのだと思われます。 よって、再投資は含めないことがお客様ニーズに即した計算方法であると考えます。

7. 計算期間

これまでの議論	照会事項
【第2回ワーキング資料における記載】 ・例えば、顧客が同一の投資信託を10年以上保有している場合、顧客の当初取得時からトータルリターンを計算、通知するか。	・顧客が投資信託を保有する限り、保有年数を問わずトータルリターンを計算、通知するという考え方があります。 この点について、一定の期間に限定すべき（又は一定の期間に限定しないと対応不可能）といったご意見がありましたら、その理由とあわせて教えてください。

【ご回答】

A社	データの保持期間があるので、期限を決めない場合は対応が難しい。 また、他社からの移管の場合（一般口座）は取得価額が無いのでその場合の計算方法をどうするのか？
B社	保有年数を問わずトータルリターンを計算、通知することで問題ないと思います。 ただし、履歴の参照についてはシステムの負担にもなるので、通知の頻度にもよるが1年程度参照可能など、制限を設けるべきだと考えます。
C社	当社の場合、現時点では、顧客が投資信託を取得した時点から計算することが可能であり、また、日々、計算結果を蓄積していくことで、顧客の保有年数を問わずに計算を継続することは可能です。（なお、当社の場合、個人に対する投信の販売業務を開始してから10年たっていませんので、10年以上の保有例はありません。）
D社	可能な限り、顧客が投資信託を保有する限り保有年数を問わずトータルリターンを計算、通知すべきと考えますが、当社では、保有するデータが2003年6月以降であるため、2003年5月以前の分については対応できません。
E社	・特に異論はない。 ・本件の趣旨から考えると、期間については、購入当初から遡って表示（通知）することが適切かと考えるが、システムの関係上、当初からの遡及が不可能な場合を考慮して最低限の遡及ラインの提示をお願いしたい。 ・他社からの移管分、相続引継分等一部の取得分については、購入当初からの遡及対応が出来ない。 ・「原則、保有期間を問わずトータルリターンを計算、通知する。ただし、保有年数が10年を超える場合は、販売会社の判断で、トータルリターンを計算、通知しない取扱いも認める。」という考え方が望ましい。「一定の期間」に限定する方が、システム面等の対応が困難となる可能性があるため。 ・解約等により、残高がなくなったファンドは対象外とすべき。
F社	特にありません。
G社	今後については保有する限り、計算・通知を行うべき。一定の期間に限定すると、管理が困難になる。
H社	特段の意見はない。なお、現在は、保有年数を問わず通知を行っている。
I社	システム（データベース）負担を考慮すると、制度としては、一定期間（10年間など）に限定するほうが望ましいと考えます。それ以上の期間については、簡易的な計算ツールを提供する等の対応が考えられるかと思います。
J社	評価益のあるファンドを売却し、評価損のあるファンドは保有する傾向が多いと考える。つまり実現損益は換金で決済されて消え、常に評価損ばかりが見える通知になる危惧がありかえってお客様の投資判断に影響を与え営業上の大きなハードルになると思う。反対に、計算基準日直前に評価損が出ているファンドの売却を勧誘する行為を誘発するおそれもある。トータルリターンの基本的な概念として原則1年での期間情報（売却済み投信のデータを含む）に限定するのが良いと思う。
K社	当社においては、期間を限定する必要はないが、6.同様、各社毎の対応でいいと考えます。
L社	顧客データの格納は、約5年～10年程度で別格納になるケースが多いため、システム負荷等を考慮すると期間を限定すべきと考える。 弊社の場合、現在のシステムでは3年程度で別格納となる。
M社	長期保有されているお客様は数多く存在しており、お客様に対して限定するための納得のいく理由が無いと思われるため、一定期間で限定してしまうのは好ましくないと考えますが、一方で数十年長期に保有されているファンドのトータルリターンの取引等データをシステム内部で保持し続けるのは、現実的ではないと考えられます。その点を考慮しますと、取引データの法廷帳簿の保存期限が10年である基準を適用するのが適当かと思われます。

Ⅱ．その他の検討項目

○照会事項

- ・事務局としては、本ワーキングの検討の進め方として、制度の根幹に関わると考えられる上記の「Ⅰ．主たる項目」を優先して検討し、その他の項目については、「Ⅰ．主たる検討項目」の後に検討することを考えています。
- その他の項目としては、下記の項目がありますが、このうち「Ⅰ．主たる検討項目」として優先して検討すべきと考える項目がありましたら、その理由とあわせて教えてください。
- また、下記の項目以外で、「Ⅰ．主たる検討項目」又は「Ⅱ．その他の検討項目」として検討すべきと考える項目がありましたら教えてください。

項 目	これまでの議論
1．対象顧客の範囲	【第2回ワーキング資料における記載】 ・個人顧客（特定投資家を除く）を対象とする。 【金融庁投信 WG 最終報告書での記載】 ・個人投資家を対象とする。
2．対象とする投資信託の範囲（2）	【第2回ワーキング資料における記載】 ・本制度の施行後に、顧客が取得した投資信託又は設定された投資信託を対象とする。 [事務局注] 時点の基準として、顧客が基準日以降に新たに買い付けた投資信託を対象とするか、基準日以降に新規に設定された投資信託のみを対象とするか検討を要すると考えられる。
3．検討を要する投資信託等	【第2回ワーキング資料における記載】 ①アンブレラ型ファンド ・サブファンド毎にトータルリターンを計算するか。 ②ブルベア型ファンド ・ブル型、ベア型の別にトータルリターンを計算するか。 ③一般口と累投口 ・一般口と累投口の別にトータルリターンを計算するか。 ④同一ファンド ・一旦全部売却した後に同じファンドを買い付けた場合に通算するか。 ⑤障害者マル優適格公社債投資信託 ⑥同一投信で取引部店やチャネルが異なる場合の名寄せ
4．相続の場合の取扱い等	【第2回ワーキング資料における記載】 ①相続により取得した投資信託の取扱い ②他社から移管された投資信託の取扱い ③会社の合併等により引き継いだ顧客の保有する投資信託の取扱い ④受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合の取扱い
5．顧客への通知内容	【第2回ワーキング資料における記載】 ①顧客に通知する項目（内容） ②ディスクレマーの記載内容
6．任意の通知への対応	【第2回ワーキング資料における記載】 ・制度のレベルを超えて任意の通知をする場合の指針、留意事項
7．制度の根拠条文	【第2回ワーキング資料における記載】

項 目	これまでの議論
	・内閣府令、監督指針、協会規則のいずれかが考えられる。 【第3回ワーキングでのご発言】 ・トータルリターンについては、法令で規定することは予定しておらず、自主規制での対応を想定している。（金融庁） ・協会規則においては最小限の内容のみを規定し、詳細については協会ガイドラインで定めることとしてはどうか。（事務局）

【ご回答】

A社	特に無し
B社	特にございません。
C社	優先して検討すべきと考える項目は、特にありません。
D社	特にございません。
E社	・優先して検討すべきと考える項目：項番3．③・④・⑥、項番5．① 【理由】 上記項目については、算出システム構築等の負荷があるため、「I．主たる検討項目」と合せて優先して検討していただきたい。 ：項番1．（あくまで個人に限るべき。） 項番3．③（現行システム仕様では、一般口と累投口では別々に計算しており、分配金の取扱いが異なる。一般口と累投口は別々にトータルリターンを計算すべき。） 項番3．④（現行システムでは通算しない仕様となっている。一旦売却した場合は、顧客にとって損益が完全に決着しており、不要と考える。） 項番3．⑤（一旦全部売却した後に同じファンドを買付けた場合に通算すべきでない。） 項番3．⑥（障害者マル優適格公社債投資信託は特に対象としなくてもよいと考える。） 項番3．①～⑥全般（同一投信で取引部店やチャネルが異なる場合の名寄せは行った方がよい。いずれの項目においても、実際に対応することとなった場合はシステム対応に時間と費用を要するため、対応しない方向で早期に定めてもらいたい。）
F社	特にありません。
G社	内容に関するコメント。 「2. 対象とする投資信託の範囲（2）」： 時点の基準は、顧客が基準日以降に新たに買い付けた投信を対象とすべき。新規に設定された投信のみであると、新規に設定した投信を販売しない会社は、ずっとトータルリターンを計算・通知しなくなってしまう。 「4. 相続の場合の取扱い等」： 他社からや贈与による移管なども含め、取得価額が管理不可能であるため、計算・通知の対象外とすべき。
H社	特段の意見はない。
I社	特にございません。
J社	回答無し
K社	回答無し
L社	回答無し
M社	項目2及び項目3は決められた結果によっては、システム対応の負荷が大きくなることが予想されるため、優先して検討することが必要かと思われます。

以 上